

岩手県監査委員告示第25号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第16号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年6月5日

岩手県監査委員 中 平 均  
岩手県監査委員 工 藤 勝 子  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1 (1) 監査対象機関名 一関教育事務所
- (2) 監査実施日
  - ア 予備監査実施日 平成20年11月20日
  - イ 本監査実施日 平成21年2月3日
- (3) 監査結果の公表の日 平成21年4月3日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶養手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給していたものが1件、346,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた扶養手当及び扶養手当算定の基礎となる期末手当については、過年度分は平成21年3月16日に返納し、現年度分は平成21年2月16日に返納した。 今後は、管内小中学校に別居の父母等を扶養認定する場合の留意事項について文書で通知の上周知を図り、再発防止に努める。

- 2 (1) 監査対象機関名 岩手県立紫波総合高等学校
- (2) 監査実施日
  - ア 予備監査実施日 平成21年1月14日
  - イ 本監査実施日 平成21年2月13日
- (3) 監査結果の公表の日 平成21年4月3日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
寒冷地手当、勤勉手当、扶養手当、教員特殊業務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、6,680円、多く支給しているものが3件、53,474円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた扶養手当、勤勉手当、寒冷地手当については、平成21年2月16日に返納した。また、支給すべき金額よりも少なく支給していた寒冷地手当、教員特殊業務手当については、平成21年2月16日に追給した。 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。

- 3 (1) 監査対象機関名 岩手県立大迫高等学校
- (2) 監査実施日
  - ア 予備監査実施日 平成20年12月10日
  - イ 本監査実施日 平成21年2月18日
- (3) 監査結果の公表の日 平成21年4月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、36,324円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた勤勉手当については、過年度分を平成21年1月13日に返納した。 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立前沢養護学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成20年11月26日

イ 本監査実施日 平成21年2月3日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年4月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、34,666円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた勤勉手当については、平成20年12月15日に追給した。 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。